



11. 菓子製造業



- 菓子（パン及びあん類を含む。）を製造する営業です。
- 第26号（複合型そうざい製造業）又は第28号（複合型冷凍食品製造業）に該当するものは除きます。
- 旧第3号菓子製造業と旧第4号あん類製造業が統合されたものです。
- 社会通念上菓子の完成品とされる食品を製造する営業をいい、いわゆる菓子種の製造業は含まれません。
- 菓子製造業の許可を受けた施設で、客が購入した菓子やパンに飲料を添えて施設内で提供する場合、飲食店営業の許可は不要です。
- 菓子製造業の許可を受けた施設で調理パンを製造する場合、そうざい製造業又は飲食店営業の許可は不要です。

